

別紙 17（盛土緊急対策事業に係る運用）

第 1 趣旨

交付要綱別表 1 の 1 の (5) のイに掲げる盛土緊急対策事業の運用については、制度要綱及び交付要綱によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 12-2 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 12-2 の第 2 から第 9 までの規定及び同実施要領別記様式第 1 号から第 6 号までの規定は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 5	農林水産省農村振興局長	内閣府沖縄総合事務局長を経由して農林水産省農村振興局長
	林野庁長官	内閣府沖縄総合事務局長を経由して林野庁長官